

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦**新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る  
飲食店等に対する営業時間短縮等の要請等について**

兵庫県では、新規感染者が急増し、このまま拡大が続くと緊急事態となり、医療逼迫にもつながりかねないことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置区域を8月16日(月)から拡大し、下記のとおり、営業時間の短縮等を要請します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

## 記

1 期 間 令和3年8月2日(月)から令和3年8月31日(火)まで

## 2 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店 営業の許可・喫茶店営業の許 可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる 施設は対象外
結婚式場 (食品衛生法に基づく飲食店 営業の許可を受けている施設)	結婚式場 等 ※ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で行う場合も含む

## 3 要請内容

営業時間短縮及び酒類の提供時間に係る要請の遵守をお願いします。

区域	措置区域	その他区域
地 域	8/2 ～ 8/15 神戸市、阪神南地域、阪神北地域、 東播磨地域、姫路市	北播磨地域、中播磨地域(姫路市除く)、 西播磨地域、但馬地域、丹波地域、 淡路地域
	8/16 ～ 8/31 神戸市、阪神南地域、阪神北地域、 東播磨地域、北播磨地域、中播磨地域、 西播磨地域、丹波地域、淡路地域	但馬地域
内 容	[特措法第31条の6第1項等に基づく要請] ・5時～20時の営業時間短縮 ・酒類提供(※1)は禁止 ・カラオケ設備の利用自粛を要請 (カラオケボックス等、個室において、主としてカラオケ設備を提供する施設を除く。) ・感染対策の徹底(※3) *⑩⑪については特措法第24条第9項に基づく要請	[特措法第24条第9項に基づく要請] ・5時～21時の営業時間短縮 ・酒類提供(※1)は11時～20時 *酒類提供の場合は「一定の要件」 (※2)を満たすこと ・カラオケ設備の利用自粛を要請 (カラオケボックス等、個室において、主としてカラオケ設備を提供する施設を除く。) ・感染対策の徹底(※3)

※1 酒類提供には、利用者による酒類の店内持込みを含みます。

- ※2 ① アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保  
座席と座席の間に目を覆う程度の高さのパーティションを設置する、又は座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保する。
- ② 手指消毒の徹底  
店内入口に消毒液を設置し、入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかける。
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨  
食事中以外のマスク着用について掲示する、又は呼びかける。
- ④ 換気の徹底  
次のいずれかにより換気を徹底する。  
・建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たす。  
・換気設備により一人当たり毎時30m<sup>3</sup>の換気量を確保する。  
・窓・ドア等を定期的に開放(30分に1回、5分程度、2方向の窓の全開等)する。
- ⑤ 入店制限  
同一グループの同一テーブルへの入店案内は原則4人以内とする。
- ※3 ① 従業員への検査勧奨  
② 入場者の感染防止のための整理・誘導  
③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止  
④ 手指の消毒設備の設置  
⑤ 事業を行う場所の消毒  
⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知  
⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止  
⑧ 施設の換気  
⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保  
⑩ CO2センサー等の設置  
⑪ 業種別ガイドラインの遵守

#### 4 新型コロナ対策適正店認証の積極的な取得

県では、感染に対する県民の不安感を解消するとともに、感染拡大予防対策の推進を図るため、感染症対策を実施している飲食店等を実地確認の上、適正店として認証しています。

認証の積極的な取得をお願いします。

##### ○認証時のチェック項目

- ① アクリル板等(パーティション)の設置又は座席間隔の確保
- ② 手指消毒の徹底
- ③ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ④ 換気の徹底
- ⑤ 入店制限(同一グループの同一テーブルへの原則4人以内の入店案内)
- ⑥ 時短要請の遵守
- ⑦ カラオケ設備提供の自粛(カラオケボックスを除く)
- ⑧ 長時間飲食にならないよう呼びかけ
- ⑨ 体調がすぐれない従業員への対応
- ⑩ 「感染防止対策宣言ポスター」の掲示

##### ○県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>



認証店に交付するステッカー

##### 問い合わせ先

###### ◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間 : 平日 9時～17時

###### ◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間 : 平日 9時～17時

###### ◆兵庫県新型コロナ対策適正店認証コールセンター

T E L : 0 7 8 - 2 7 2 - 6 5 1 1 受付時間 : 平日 9時～17時

## まん延防止等重点措置の実施に係る飲食店に対する協力金

令和3年8月16日から、北播磨・中播磨（姫路市除く）・西播磨・丹波・淡路地域を「まん延防止等重点措置区域」に追加します。当該区域の飲食店に対して、営業時間の短縮（以下「時短営業」といいます。）と酒類提供の全面禁止等を、その他区域の飲食店に対しては、時短営業等を要請します。

この要請に応じていただいた飲食店等に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第7期）」を支給します。

申請は、7月12日からの要請分と合わせて、要請期間終了後に受付開始します。

なお、8月11日から27日まで早期給付の申請を受け付けています。

### 1 対象者

県の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

### 2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業（休業を含む）等に協力していただいた店舗単位に支給します。

### 3 支給額等（8月16日以降の内容）

項目	まん延防止等重点措置区域	その他区域
	神戸・阪神南・阪神北・東播磨・北播磨・中播磨・西播磨・丹波・淡路地域	但馬地域
対象期間	令和3年8月16日(月)～8月31日(火)（16日間）	
対象施設	対象区域内の、飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗	
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、午後8時を超えて営業する店舗が、営業時間を<u>午後8時まで</u>に短縮すること。</li> <li>酒類の提供(*)を<u>全面禁止</u>すること。</li> <li>カラオケ設備の利用を禁止すること（カラオケボックス等を除く）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常、午後9時を超えて営業する店舗が、営業時間を<u>午後9時まで</u>に短縮すること。</li> <li>酒類の提供(*)を、午前11時から<u>午後8時まで</u>とすること。</li> <li>カラオケ設備の利用を禁止すること（カラオケボックス等を除く）。</li> </ul>
支給額	下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数（最大16日間）	
	※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・8.75万円以下の店舗：3.5万円 [国基準の下限額（3万円）に県独自で5千円加算] ・8.75万円超～25万円の店舗： （前年等の1日当たり売上高） ×0.4の額 ・25万円以上の店舗：10万円	※<中小企業> 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定 ・83,333円以下の店舗：2.5万円 ・83,334円～25万円の店舗： （前年等の1日当たり売上高） ×0.3の額 ・25万円以上の店舗：7.5万円
	<大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4（1千円から千円単位、上限：20万円）	<大企業> *中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4（1千円から千円単位、上限：20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）

(\*) 利用者による酒類の店内持ち込みを含む

[参考：4月以降の休業・時短協力金の支給地域・対象時期等]

	区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～	6/1～	6/21～	7/12～	8/2～	8/16～
支給地域・対象時期等	神戸・阪神南地域	[県による時短要請]	[まん延防止等重点措置]		[緊急事態措置]		[まん延防止等重点措置]		[まん延防止等重点措置]	
	阪神北地域・明石市									
	東播磨(明石市除く)・姫路市									
	中播磨地域(姫路市除く)									
	北播磨・西播磨・丹波・淡路地域	[県による時短要請]								
	但馬地域									
申請期間		5/25～6/30 【第3期】		6/1～6/30 【第4期】	7/12～受付開始 【第5期】	8月以降に 受付開始 【第6期】	8月以降に 受付開始 【第7期】			